

公益財団法人 東根育英会

令和 8 年度 奨学生募集要項（追加募集）

公益財団法人東根育英会では、東根市の教育・文化の向上に資するため有為な人材を育成することを目的とし、高校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学に在学する学生を対象に令和 8 年度奨学生を募集する。

1. 奨学金の種類 ①育英資金 ②石川奨学金

2. 募集人員 ① 4 名程度 ② 1 名

3. 応募資格

- ① 1) 東根市民の子弟で、令和 8 年度に高校、高等専門学校、専修学校、短期大学、職業能力開発短期大学校、大学、大学院に在学する者
- 2) 学術優秀、品行方正、身体強健でありながら経済的理由により就学困難な者
- ② 1) 東根市民の子弟で、令和 8 年度に高等専門学校、専修学校、短期大学、職業能力開発短期大学校、大学、大学院に在学する者
- 2) 新やまがた就職促進奨学金返還支援事業（やまがた若者定着枠）の応募資格を満たし、申請する者

4. 貸与金額（月額）

区 分	高 校 生	高等専門学校・専修学校・短期大学・大学生
①育英資金	15,000 円	30,000 円
②石川奨学金	非該当	50,000 円

※どちらも無利子

5. 申請期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）～11 月 13 日（金）

6. 申請方法

下記提出書類をすべてそろえ、公益財団法人東根育英会事務局（市役所 4 階生涯学習課）へ提出するものとする。

7. 提出書類

- 1) 育英資金及び石川奨学金貸与申請書（様式第 1 号）
- 2) 在学証明書 ※令和 8 年 4 月 1 日以降に発行されたものを提出
- 3) 戸籍抄本
- 4) 家計支持者（父母。父母がいない場合は、代わって家計を支えている者全員）の所得に関するそれぞれの書類の写し。収入がない場合は、収入がないことの証明書の写し（直近の年の所得・課税証明書等）
 - ・ 給与所得者 …令和 7 年分の源泉徴収票の写し
 - ・ 給与所得者以外…令和 7 年分の確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し

【電子申告の場合】

申告内容確認票の写し（受信通知または即時通知を添付）

- 5) ②石川奨学金を申請する者は、新やまがた就職促進奨学金返還支援事業（やまがた若者定着枠）助成候補者申請書の写し（東根市の受付印があるもの）

8. 貸与時期

8月と12月に年額を2回に分けて現金で貸与するものとする。

※令和8年度追加募集分については、12月に年額を貸与する。

※状況により変更となる場合あり。

9. 貸与決定通知

申請書等の書類に基づき公益財団法人東根育英会奨学生審査会にて貸与者を選考し、12月に奨学生採用通知書により通知する。採用にならなかった者にもその旨を通知するものとする。

10. 貸与決定後の手続き

公益財団法人東根育英会へ誓約書および保証書を提出しなければならない。

11. 返 還

①育英資金及び②石川奨学金の貸与者で返還が生じる場合の返還期間は、最終学校を卒業した日の属する月、または契約を解除した日の属する月の翌月から起算し6カ月を経過した月の翌月から、貸与を受けた期間の3倍に相当する期間内とする。

育英資金及び石川奨学金の返還方法は、東根育英会育英資金及び石川奨学金返還明細書（様式第5号）を提出の上、原則として月賦、半年賦、年賦方式による返還とする。

12. 返還猶予

卒業後、上級学校に就学した者、新やまがた就職促進奨学金返還支援事業助成候補者の認定を受けた者、石川奨学金の貸与決定者は返還猶予の対象とする。猶予を希望する際は公益財団法人東根育英会へ届け出なければならない。

13. 返還支援

①育英資金、②石川奨学金ともに大学等卒業後、13カ月以内に山形県内に居住、就業し、その後5年間以上継続する見込みの者は、新やまがた就職促進奨学金返還支援事業（やまがた若者定着枠）に申請することができ、助成候補者として認定後、要件を満たした場合には、奨学金の返還支援を受けることができる。

※ただし、東根市以外の市町村に居住した場合は、返還支援額が減額される。

②石川奨学金は新やまがた就職促進奨学金返還支援事業（やまがた若者定着枠）のほか、本市独自の返還支援事業との併用ができる。

14. 問い合わせ先

（公財）東根育英会事務局（東根市教育委員会 生涯学習課内）

〒999-3795 東根市中央一丁目1番1号 TEL：0237-42-1111 内線：3531